

政府に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書

去る11月23日に北朝鮮による韓国延坪島に対して無差別ともいえる卑劣な砲撃が行われた。

これまでも、北朝鮮は、ミサイル発射、核実験などを強行してきたが、今回の砲撃は、無差別に住民の住む地域を攻撃するもので、住民の命を的にした許し難い蛮行であり、本県議会は、このような暴挙に至った北朝鮮を、強く非難するとともに、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄するよう強く求めるものである。

今回の砲撃は、北東アジアの平和と安定にとって重大な影響を与えるばかりではなく、我が国の周辺事態にも発展しかねない。しかしながら、関係閣僚会議は砲撃発生から6時間以上経過してから行われ、国防に関する重大緊急事態への対処について審議する安全保障会議は開かれなかった。

地方自治体は周辺事態が発生すれば、周辺事態法に基づき関係行政機関の求めに応じ港湾・空港の使用等、国に協力することになっている。国家の危機管理は国と地方自治体が有機的に連携・協力してなされるものであり、その司令塔である内閣は、常に危機管理意識を持って体制を備えておかなければならない。

よって、国においては、我が国の平和・安全・領土を守る万全の危機管理体制を構築するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊